

ユニーク
成長・飛躍
迅速・実践

新生信託銀行の概要

名称	新生信託銀行株式会社
英文名称	Shinsei Trust & Banking Co., Ltd.
設立	1996（平成8）年11月27日
所在地	〒103-0022 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
営業所	本店のみ
資本金	50億円
発行済株式数	100千株
株主	株式会社新生銀行（100%）
信託財産残高	1兆7,696億円



目次

財務ハイライト	2	信託業務の状況	31
ごあいさつ	3	営業の状況	34
当社の戦略と方向性	5	資産の状況	37
当社の業務内容	6	自己資本比率の状況	38
コンプライアンスとリスク管理体制	12	バーゼルⅢ第3の柱（市場規律）に基づく開示	41
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	15	組織の状況	48
業績の概要	17	開示項目索引	49
財務諸表	20		

財務ハイライト

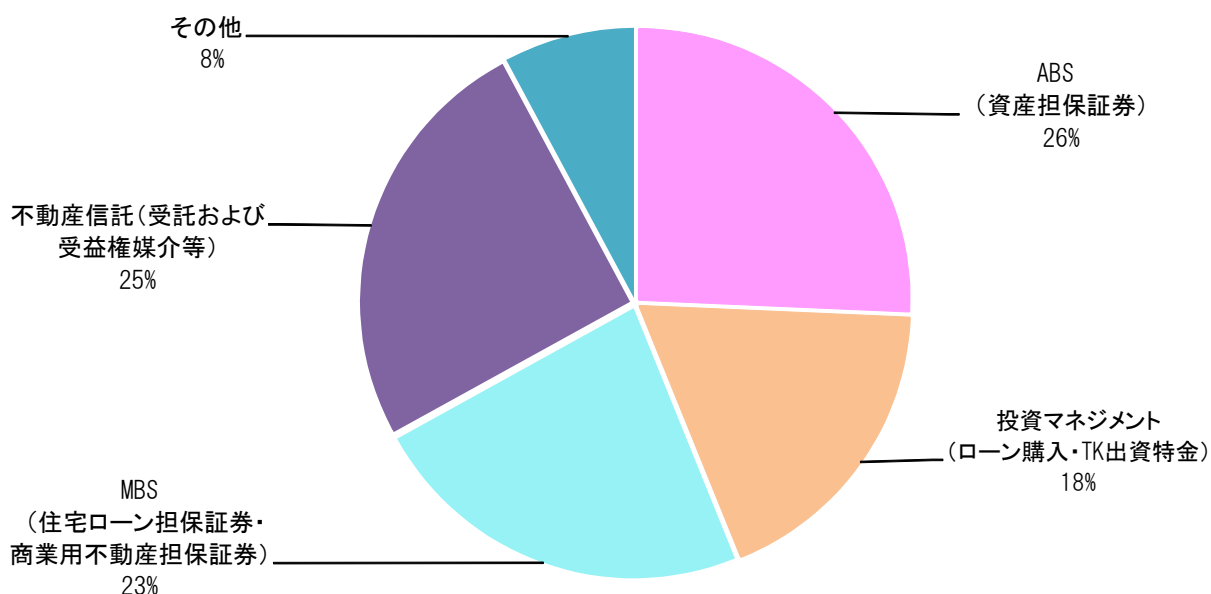
平成25年度の実績

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経常収益	2,737	2,389	2,089	1,881	1,781
経常費用	1,510	1,329	1,148	1,092	1,225
経常利益	1,227	1,059	941	788	555
税引前当期純利益	1,227	1,101	941	788	555
当期純利益	799	628	547	501	345
売上高経常利益率	44.84%	44.33%	45.04%	41.89%	31.16%
自己資本当期純利益率	10.43%	8.52%	7.46%	6.93%	4.51%
資本金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
株主資本	7,055	7,683	6,981	7,482	7,828
純資産	7,055	7,683	6,981	7,482	7,828
単体自己資本比率（国内基準）	80.56%	93.31%	92.74%	131.19%	128.70%
配当金額	2,000	—	1,250	—	1,000
信託財産額	3,326,369	2,494,987	2,498,375	2,201,013	1,769,637
役職員数	77人	74人	69人	67人	75人

商品別フィー収入

平成25年度



平素より新生信託銀行をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

新生信託銀行は、お客さま、株主、従業員などすべてのステークホルダーのために、すべての行動において、妥協を許さない誠実さと高い水準の透明性を追求し、長期的・安定的な収益基盤の強化を通じて企業価値を高めてまいります。

このたび、平成25年度の決算概況および事業内容を報告させていただくため、本ディスクロージャー誌を作成いたしました。本誌を通じ、新生信託銀行について一層のご理解をいただければ幸いです。

平成25年度は、その前年度に策定した3カ年の中期経営計画の初年度に当たり、当社のめざす姿の実現を図るべく、取引基盤の再構築と種々の新規業務分野の開拓を積極的に進めた1年でした。

その結果、多くの関係者の努力と協力を得て、お客様のニーズに合った、またお客さまの成長や発展、更には地域の経済や産業の活性化にも資する多くの受託をいただくことができ、当初の計画を達成することができましたことを、最初にお礼申し上げたいと思います。

具体的には、以下のさまざまな取り組みを展開いたしました。

まず、平成24年7月に施行された再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用した発電事業における信託の活用ですが、制度の施行に合わせて営業を開始し、その後、多くのお客さまからの相談や申込をいただき、おかげさまで建設中や協議中のものを含めると全国20箇所以上の太陽光発電プロジェクトの受託に関わり、当社の主要な事業分野のひとつとなるまでに拡大いたしました。

太陽光発電事業に関して多くの投資家に信託を通じて投資の機会を提供できたことに対して、J-MONEY誌、Asia Money誌、キャピタル・アイの各社から平成25年のベストディールの賞をいただくこともできました。

また、太陽光発電設備の受託案件では、設備の所有者として電力会社と売電契約を締結し、売電を行なうことで発電事業自体の長期安定化を図ることができました。今後も太陽光のみならず再生可能エネルギーの分野における信託の活用を進め、お客さまを通じて地域の経済の活性化にもつなげてまいります。



次に、不動産信託や不動産信託受益権媒介の業務においては、安倍政権による金融緩和と景気浮揚策の効果により市場は顕著に活発化しています。その中において、受託対象不動産も従来のオフィスやレジデンスに加えて、ホテルや商業施設についても積極的に進め、当社の計画達成に大きく貢献しました。また、高齢化社会の到来に対応して、ヘルスケア分野での介護施設等の受託も積極的に進めています。

加えて、従来から主力業務のひとつである金銭債権の受託では、住宅金融支援機構の保証付住宅ローンのRMBSや商業用不動産を担保としたCMBS、更にはリース債権や売掛債権、オートローン、信販、クレジット等を裏付けとしたABSについても、取引機会を増やすことができました。

今後とも、信託を通じてお客さまや投資家のニーズに沿ったサービスを提供できるように鋭意努めてまいりますので、皆さまの変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年7月

代表取締役社長 後藤 武彦

当社の戦略と方向性

中期経営計画（平成25年度～平成27年度）について

当社は、一昨年度に会社のめざすべき姿とその実現をめざして、平成25年度～平成27年度までの3年間にわたる「中期経営計画」を策定いたしました。

平成25年度はその初年度に当たりますが、営業面のみならず、事務管理やシステムを含めた業務継続の体制の整備といった内部管理体制の強化も積極的に努め、また人材の育成という長期的な課題にも全社的に取り組んでまいりました。

その結果、各部署で所期の成果を上げることができました。

中期経営計画では、以下のめざす姿と基本方針を掲げ、各部署でその方針に沿った行動計画を每期策定し、実行しております。

● めざす姿

- ◇ 信託業務専門銀行として信託商品・サービスの提供を通じてお客さまならびに地域・産業の成長と発展への貢献を行い、信託銀行としての社会的責任や公的な使命を果たしていくことを常にめざす。
- ◇ 法令や社会的な規範を厳格に遵守し、オペレーショナル・リスクを適切に管理しつつ、お客さまや社会のニーズに柔軟かつ積極的に対応するべく、先駆的なマインドを持って日々挑戦していく。

● 基本方針

- ◇ 資産流動化信託業務を主とした高い専門性を駆使してお客さまのニーズに的確かつ迅速に対応する。そのための更なる専門性の追求と新たな業務分野の開拓を進めるとともに、確立した内部統制態勢に裏打ちされた的確かつ迅速な意思決定を行うことで差別化を図る。
- ◇ 新生銀行グループの一員として、グループ各社との協働を進めることでお客さまへの提案力やソリューション力を高め、個別案件事業への参画を図り、取引機会の拡大と収益化を進める。
- ◇ お客さまとの取引の拡大を進めることで、スキルを磨き経験を積みソリューション力を高め、その知見やノウハウを基に、更なる顧客サービスの向上に努める。
- ◇ オペレーショナル・リスクの管理とその低減のため、プロセスの改善やシステムのレベルアップを通じて業務の正確性、効率性、機動性を高めるとともに、バックアップサイト構築を含めたより堅牢な業務継続体制の確立を図る。また、独立したリスク管理部門によるモニター機能の強化を進める。
- ◇ 組織の活性化と効率化を進めつつ、定期的な研修実施や人事交流を通じて人材育成に努めるとともに、多面的かつ専門性の高い人材の活用を進める。

当社の業務内容

主要な業務

当社は、主として次の信託業務等を取り扱っております。

金銭の信託

金銭の信託は、受託者である当社が委託者から金銭を受け入れ、株式や債券などの有価証券、各種ローン、匿名組合契約出資持分や売掛債権などの金銭債権、各種デリバティブ等で運用するものです。信託終了時に受益者に交付する財産が金銭である「金銭信託」と、金銭のみならず信託財産のまま交付することもできる「金銭信託以外の金銭の信託」があります。

当社では金銭の信託のうち、委託者により信託財産の運用方法を具体的に指定される「特定金銭信託」および「特定金外信託」を中心にお取り扱いしています。委託者により特定していただいた有価証券、金銭債権等の購入・管理・回収等を当社から必要に応じて信頼できる先に委託することにて行い、実績の報告をさせていただきます。

金銭債権の信託

お取引先の保有する金銭債権を信託財産として受け入れる信託です。受託者である当社は金銭債権の債権者となり、信頼できる先に外部委託することにより債権の回収等を行い、回収した金銭を受益者に交付します。金銭債権には、貸付債権を信託する貸付債権信託や、リース・クレジット債権、またお取引先の保有する売掛・手形債権等を対象とする信託があります。

包括信託（種類を異にする二以上の財産の信託）

委託者となるお取引先の保有する金銭債権や有価証券に加えて、金銭を受け入れるなど、お取引先のニーズに応じ、種類の異なる2つ以上の財産を1つの信託行為で引き受ける信託です。

不動産の信託（土地及びその定着物）の信託

不動産（土地及びその定着物）を信託財産として受け入れる信託です。受託者である当社は信頼できる先に外部委託するなどして不動産の管理等を行い、受益者に事業収益を交付します。当社では、借地、共有、区分所有などの権利関係の複雑な不動産、開発型、ホテル、アミューズメント、GMS、老人ホーム等のオペレーショナルアセットについても積極的に受託しております。また、信託業務外で、受益者であるSPCの資金管理業務も行っております。

不動産信託受益権の媒介業務

信託受益権の売買において、顧客（売り手・買い手）探索を行うほか、信託受益権売買の実務で必要となる「金融商品の販売等に関する法律」に基づく重要事項の説明と「金融商品取引法」に基づく信託受益権の内容の説明および書面の交付を行っております。

提供サービス

受託

案件管理

マスター
サービシング

投資家・発行者
サポート

当社の業務の特色

当社は、現在、ストラクチャード・ファイナンス市場、不動産流動化市場において、信託の受託者・キャッシュマネージャーとしてのサービス・ソリューションを提供しています。

1996年に設立されて以来、当社は、証券化、流動化における信託機能の提供に特化したサービス・ソリューションを行ってきました。

日本における証券化の初期段階である1990年代後半から、以下のように先進的な証券化ディールに取り組んできました。

1990年代後半における新生信託銀行の受託実績

1. 銀行ローン、売掛債権、手形債権、診療報酬債権の証券化
2. 大手外資系証券会社のアレンジによる1,000億円超の大型リース案件の受託およびオリジネーターのデフォルト対応
3. 入居保証金返還請求権の受託およびオリジネーターのデフォルト対応
4. デットアサンプションによる社債のオフバランス取引
5. 株式の信託と信託勘定における売却オプションの購入による株式担保資金調達スキーム
6. 株式の信託と貸株による運用

2000年代に入ると、証券化取引の多様化とそれに伴う信託取引に対するニーズの拡大に応じて、従来取り扱ってきた取引に加えて、新たな証券化ディールに取り組むとともに、2003年より主にノンリコースローンの担保不動産を対象とした不動産信託業務を開始し、2009年より、不動産信託受益権を対象とした仲介業務を開始しました。

また、2010年よりシンジケーションローン等の担保を管理するセキュリティトラスト業務の受託態勢を整え、2013年からは太陽光発電における設備や借地などを信託する再生可能エネルギー導入促進業務を開始するなど、新たな種類の信託にも積極的に取り組んでおります。

2000年代における新生信託銀行の受託実績

7. 1兆円超の超大型銀行ローンCLOプログラム
8. 住宅ローン事業から撤退する金融機関からの業務買取型住宅ローンの証券化
9. 1,000億円超の本邦初のマルチ・アセット型住宅ローン証券化案件
10. ショッピング債権とカードローン債権を一体化した1,000億円超のカード債権証券化マスタートラストプログラム

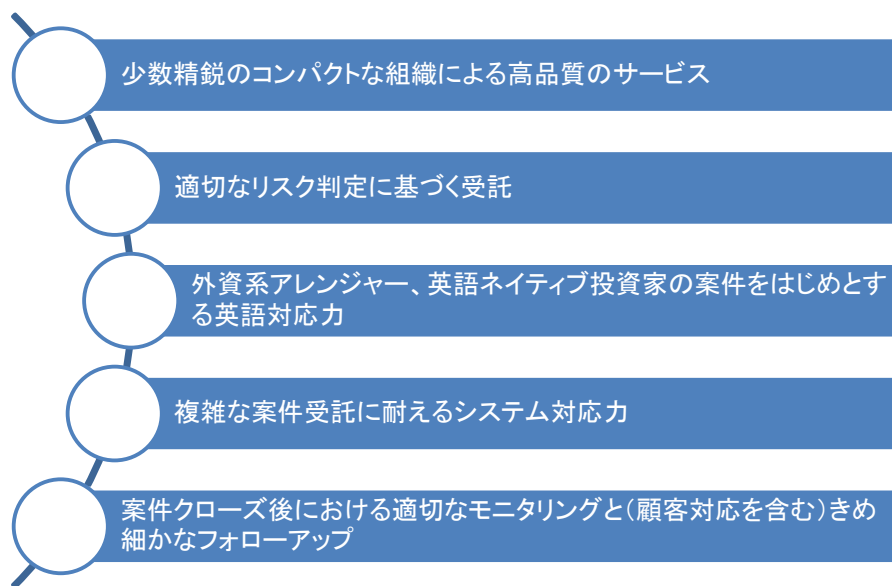
11. セラー受益権を使ったリボルビング契約に基づく貸金業債権の証券化プログラムおよびマスタートラストプログラム
12. 大量手形のリボルビングによる資金調達プログラム
13. 400億円超の大型オフィスビルやメガバンク本店ビルを背景としたCMBS案件
14. 信託を使った海外プロジェクト、国内事業、または国内不動産などの資産買収プロジェクトへの匿名組合出資プログラム
15. 信託を使った海外不動産LLP・LPへの投資プログラム
16. 信託を使った海外投資家の国内不動産、TMK社債等への投資プログラム
17. 邦銀初のNPL 証券化プログラムにおけるキャッシュマネージャー
18. M&Aにおける買収先企業の主要資産（不動産、債権等）の信託プログラム
19. 信託勘定によるCDS契約締結により受益権によるCDS投資を実現したクレジットリンク信託
20. 多数のノンリコースローン、特定目的社債、匿名組合出資を背景とした3,000億円超の複数の不動産ポートフォリオを裏づけとする一連のコンデュイト型CMBS案件、数千億円規模の不動産を背景とするものをはじめとするメガバンク、外資のCMBS案件
21. ローンによる投資を希望する投資家が、社債、受益権に投資するための信託勘定借入プログラム



2000年代における新生信託銀行の受託実績（続き）

22. 不動産信託における信託勘定借入プログラム
23. ホテル、アミューズメント、GMS、老人ホーム等のオペレーショナルアセットの不動産信託、CMBS
24. 信託を使った各種メーカーの研究開発事業への投資プログラム
25. 不動産リファイナンス時において、新規匿名組合出資持分、旧匿名組合出資持分を信託して、新規匿名組合出資持分に優先的に配当する匿名組合出資持分信託
26. 信託勘定において、TMK社債や、ローンなどの原資産を保有し、投資家が信託勘定とトータルリターンスワップやローンパーティシペーション契約を行うことで、原資産のポジションをとるプログラム
27. 数十年に亘る自治体の事業における将来債権の信託プログラム（日本版レベニュー債）
28. 改正貸金業法に対応し、和解債権にも対応したメガバンク系信販会社のカードローン信託
29. ノンバンクの個人顧客宛住宅ローン、提携ローンを信託勘定から実行することで、ノンバンクのオリジネーション力を生かして銀行など投資家の資産を積み上げるウェアハウジングプログラム。
30. 信託勘定で有価証券レポ取引（General Collateral trade）により資金調達を行うプログラム
31. 携帯設備投資に関する外資系企業の売掛金の流動化信託
32. 議決権を信託勘定にて一任運用で行使する政策株管理处分信託
33. 投資家から信託勘定向けローンを借り入れて、信託勘定から不動産開発事業を行う不動産特定共同事業法の営業者に信託勘定から匿名組合出資を行うプログラム
34. 住宅金融支援機構の証券化支援事業（保証型）に基づく受益権投資プログラム
35. 住宅金融支援機構の住宅融資保険事業による保険付ローン受益権投資プログラム
36. 不動産に対する根抵当権担保ローンをオリジネーターが自己信託により資金調達する際の信託事務及びバックアップ信託受託者業務の受託
37. 長期のオーバーパーの債券や貸付金を信託設定し、スワップ契約により信託勘定のキャッシュフローを整えることで、信託勘定向けローンでの投資を可能にする信託
38. リゾートホテル、ビジネスホテル、オフィスビル、商業施設等を裏付資産とする不動産信託受益権の媒介業務

流動化信託市場における当社の特色



2000年代における新生信託銀行の受託実績（続き）

39. 信託勘定にて太陽光発電設備を発注・保有し、売電契約を締結して売電収入を信託収益とするとともに、設備を責任をもってO&M（オペレーターアンドメンテナンス）業者に管理を委託し、資金を管理することで、従来SPCスキームではファイナンスをつけるのが困難であった案件を推進し、また、投資家へのディストリビューションを容易にする信託
40. 金銭の信託の信託勘定からローンを実行して、プロジェクトファイナンスローンを信託財産として投資家が受益権を購入したり、信託勘定向けローンの形で投資家が投資できたりする信託の受託業務（プロジェクトボンド信託）
 - *J-MONEY誌（旧 ユーロマネー日本語版）が主催する、2013年のベストディールを表彰する「ディール・オブ・ザ・イヤー」において、「JREメガソーラープロジェクトボンド信託1」案件が、ストラクチャード・ファイナンス部門のベストディールに選定されました。また、Asia Money誌、キャピタル・アイの各社から平成25年のベストディールの賞をいただいております。
41. 金銭の信託の信託勘定から発電事業を行うSPCに匿名組合出資を行う信託
42. 外国債券を信託勘定で購入し、スワップ契約により信託勘定のキャッシュフローを整えることで、信託勘定向けローンでの投資を可能にする信託
43. 金銭の信託の信託勘定から外国企業の株式に投資する信託
44. TMK社債、SPC社債を中心とする社債の財務代理人（社債FA）業務



コンプライアンスとリスク管理体制

法令等遵守の体制

コンプライアンスは当社の重要な課題であるとの認識から、当社ではコンプライアンス体制の強化および高度化の一環として企業倫理憲章、新生信託銀行行動規範を制定しており、両規程およびコンプライアンス関連諸規程の実践を通じて、コンプライアンスの徹底を目指しております。当社の全ての役職員は日々の業務遂行に当たって、以下のコンプライアンスに係る行動基準を遵守しなければなりません。

- (1) コンプライアンスの観点からの問題点の発見、問題の未然防止
- (2) コンプライアンス案件発生時の迅速かつ公正な報告、相談
- (3) コンプライアンス優先の原則

(参照URL <http://www.shinseitrust.com/content/charter.html> 「企業倫理憲章」)

当社ではコンプライアンス活動の適切な運営のために、次の通りコンプライアンス体制を組み、権限と責任を定めております。

- ① 当社内で発生するコンプライアンス関連事項について、具体的な議論や決議を行い、取締役会での議論をより効率的に行うためのコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は社内取締役、常勤監査役、各部長、新生銀行関連部署の部長をメンバーとし、経営管理部長が議長を務めるもので、毎月開催されます。
- ② 社内各部の部長をコンプライアンス管理者と位置づけ、所属社員に対するコンプライアンス指導や各部のコンプライアンス案件判断および各部コンプライアンス状況のモニタリングや活動報告書の作成・報告等の役割を担っています。また、コンプライアンス管理者を補佐するコンプライアンス管理補助者を設置しております。
- ③ コンプライアンス統轄責任者として経営管理部長を位置づけ、コンプライアンス状況のモニタリング、またその結果を反映させたコンプライアンス企画推進、コンプライアンス管理者の統轄を行っております。
- ④ 内部監査部を各部のコンプライアンス状況及びコンプライアンス態勢の有効性について二次的なチェック機能を担うものと位置づけております。
- ⑤ コンプライアンスホットラインを設置し、コンプライアンス管理者の対応・判断に疑問がある場合や、何らかの理由により直属の部長に相談することができない場合は、通報者が経営管理部、監査役または外部弁護士に直接相談し、判断を求めることができる措置を講じております。

当社では、コンプライアンス活動は継続的なものであることと認識し、毎年、連続性を重視したコンプライアンスプログラムを策定し、コンプライアンス活動を実施しております。また、コンプライアンスプログラムの概要をとりまとめて社内周知をすることで、各部の業務運営への活用を促しています。

コンプライアンスプログラムでは、毎年、法改正を反映させた社内規程・コンプライアンスマニュアルの改訂や整備等を行うこととし、役職員向けの社内外の研修を通して、コンプライアンスマインドの醸成を図っております。特に、E-learning形式による研修については、全役職員(派遣社員を含む)を原則受講対象者として、関連法令等の習熟に努めています。受講後は確認テストの結果を分析し、正答率の低い問題についてのフォローアップ等を行い、PDCAサイクルを実践しています。

反社会的勢力との関係遮断

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然かつ断固とした態度をもって対応し、その不当な介入を常に妨げるとともに、反社会的勢力の活動基盤を与えないため、反社会的勢力との関係を一切遮断することを宣言します。万が一、不当要求等を受けた場合には、警察当局・弁護士等と連携し、必要に応じて民事および刑事の両面から適切な手段によって法的に対応します。

(参照URL http://www.shinseitrust.com/content/anti_social.html 「反社会的勢力に対する基本方針」)

個人情報保護方針

当社は、お客様の個人情報の保護を経営上の重要な使命と位置付け、これを適切に保護・管理するため、「個人情報保護の基本方針」を制定し、同方針に則って、適切な個人情報保護管理体制を整備しております。

(参照URL <http://www.shinseitrust.com/content/personalinfopolicy.html> 「個人情報保護の基本方針」)

勧誘方針

当社は、「金融商品の販売等に係る勧誘方針」を制定し、当社の金融商品の販売等にあたってはこの方針を遵守します。

(参照URL <http://www.shinseitrust.com/content/salespolicy.html> 「金融商品の販売等に係る勧誘方針」)

利益相反管理体制

当社は、お客様の利益が利益相反取引によって不当に害されることのないよう、「利益相反管理ポリシー」を策定し、業務に関する情報を適切に管理する体制を整備しております。

(参照URL <http://www.shinseitrust.com/content/policy.html> 「利益相反管理ポリシー」)

リスク管理体制

当社は、経営の健全性・安全性を維持・向上させるために、各種リスクについての基本的認識およびリスクマネジメントの基本方針を「リスク管理ポリシー」として定め、これに基づき当社全体が抱えるリスクの総和を把握して能動的な管理に努めております。

当社は、「リスク管理ポリシー」において、当社が管理するリスクを、(1)市場リスク(2)信用リスク(3)流動性リスク(4)オペレーショナル・リスク(5)レピュテーション・リスクと分類・定義しております。なかでも当社は資産の流動化を主とするビジネスモデルを展開しているため、オペレーショナル・リスクを管理すべき最大のリスクと認識しております。当社は、そのリスク特性に対応すべく、「オペレーショナル・リスク管理規程」を別途定めて、リスク領域横断的な組織体制・管理プロセスを構築しており、オペレーショナル・リスクを事務リスク、コンプライアンスリスク、労務関連リスク、システムリスク、有形物リスク、反社会的勢力リスク、広域災害リスクと認識し、定性面、定量面双方から管理しています。

具体的には、これらのリスクの把握、評価、報告、対応策策定という一連の管理プロセスを、適切かつ効果的に実現するため、当社はリスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会では、他の重要委員会であるコンプライアンス委員会、IT委員会からリスク管理に関する事項につき報告を受け、事件・事務事故を含む各種事故・苦情等の発生から解決に至るまで継続的にモニタリングを行う体制をとっております。

更に、これらの継続的モニタリングの結果を、業務の改善に確実に結びつけるため、当社は、平成24年度より、新たに「経営管理部」を設け、リスク管理機能の強化に努めております。

指定紛争解決機関

当社は、以下の指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結しております。

◎ 銀行業務及び登録金融機関業務に関する苦情・紛争

一般社団法人全国銀行協会

連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

受付日：月曜日～金曜日（祝日および銀行の休業日を除く） 受付時間：午前9時～午後5時

◎ 信託業務及び登録金融機関業務（信託受益権売買等業務）に関する苦情・紛争

一般社団法人信託協会

連絡先 信託相談所

電話番号 0120-817335（フリーダイヤル） または 03-3241-7335（携帯電話・PHS）

受付日：月曜日～金曜日（祝日および銀行の休業日を除く） 受付時間：午前9時～午後5時15分

中小企業の経営の改善について

当社は、金銭債権及び不動産を中心とした流動化・証券化業務に特化した信託ビジネスを展開している信託銀行です。

当社は、お客さまからのお借入れ条件の変更等の申込やご相談に対して真摯に対応し、信託関係契約の各条項と信託案件関係者との協議に基づき、可能な限りお客さまのニーズに応えけるとともに、必要に応じて経営指導や助言を行うよう務めております。

また、信託を利用した資金調達により、中小企業が財務の健全性を維持しつつ事業の拡大を進めていくお手伝いをさせていただいております。

地域の活性化のための取組の状況について

当社は、地域の活性化を支援する取組として、例えば次のような取組みを行っております。

信託を使った太陽光発電プロジェクトの推進

当社は、平成24年度より信託勘定にて太陽光発電設備を保有し、売電契約を締結して売電収入を信託収益とする新業務の営業活動を行い、平成25年度から受託を開始いたしました。信託銀行が受託者として設備を保有し、責任をもってO&M（オペレーターアンドメンテナンス）業者に管理を委託し、資金を管理することで、従来SPCスキームではファイナンスをつけるのが困難であった案件を推進し、また、投資家へのディストリビューションを容易にしております。

また、プロジェクトボンド信託として、金銭の信託の信託勘定からローンを実行して、プロジェクトファイナンスローンを信託財産として投資家が受益権を購入したり、信託勘定向けローンの形で投資家が投資できたりする信託の受託業務を開始し、10億円未満といった小規模な太陽光発電プロジェクトの推進においても貢献しております。

加えて、平成25年度から、金銭の信託の信託勘定から匿名組合出資を行う信託の受託業務も開始しました。

再生可能エネルギー固定価格全量買取制度が平成24年7月に施行された以降、全国各地で太陽光発電施設の建設が進められていますが、全国には、民間企業や地方公共団体等が有する多くの遊休地が存在しており、設備認定を受けたものの進捗していない発電プロジェクトも多数存在します。当社は既に全国20カ所以上の太陽光発電プロジェクトの信託業務に係っており、その多くが地方のプロジェクトで遊休地も多く、また東日本大震災で被災をされた地域も含まれております。そのような遊休地に太陽光発電施設を建設するプロジェクトにおいて、地域活性化の一翼を担えるよう、太陽光発電施設の信託受託やプロジェクト融資、匿名組合出資などにおける信託の利用に向けた営業を引き続き推進してまいります。

復興従事者向け宿泊施設の信託受託と復興支援ボランティア活動の推進

復興事業関係者やボランティアを対象とした宿泊施設である宮城県の「バリュー・ザ・ホテル三本木（宮城県大崎市）」と「バリュー・ザ・ホテル矢本（東松島市）」の2つのホテルの開発プロジェクトに参画させて頂き、現在施設の受託をさせていただいております。

バリュー・ザ・ホテル宮城がホテルの運営をされ、平成25年の5月と6月に各々開業し、現在は地域復興の重要な拠点としての役割を担っていただいております。

当社を含めた新生銀行グループとしても、震災の直後から様々な復興支援ボランティア活動を行ってきましたが、昨年12月には、近隣の仮設住宅にお住まいの方々をバリュー・ザ・ホテル矢本にお招きしてクリスマスコンサートを開催し、地元の皆さまの笑顔に接することができました。

今後も業務のみならず、このような活動を通じて被災された東北地域の復興支援の一助となるように積極的に関与してまいります。

【当社信託勘定が施主となる太陽光発電設備の起工式】



大分県中津市耶馬溪町

【当社信託勘定が保有する太陽光発電設備】



① 栃木県那須郡（発電容量：644キロワット）



③ 栃木県那須塩原市（発電容量：982キロワット）



② 兵庫県小野市（発電容量：805キロワット）

業績の概要

主要な経営指標の推移

(単位：百万円、ただし1株当たりの金額を除く)

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
経常収益	2,737	2,389	2,089	1,881	1,781
業務純益	1,225	1,058	941	792	555
経常利益	1,227	1,059	941	788	555
当期純利益	799	628	547	501	345
資本金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
発行済株式総数	100千株	100千株	100千株	100千株	100千株
純資産額	7,055	7,683	6,981	7,482	7,828
総資産額	15,154	15,697	15,329	8,778	8,969
預金残高	-	-	-	-	-
貸出金残高	-	-	-	-	-
有価証券残高	35	35	35	35	35
単体自己資本比率(国内基準)	80.56%	93.31%	92.74%	131.19%	128.70%
1株当たり純資産額	70,553.09円	76,834.05円	69,810.95円	74,825.66円	78,282.53円
1株当たり配当額	20,000円	-	12,500円	-	10,000円
配当性向	250.27%	-	228.23%	-	289.27%
1株当たり当期純利益	7,991.25円	6,281.12円	5,476.85円	5,014.75円	3,456.87円
経常収支率	55.15%	55.66%	54.95%	58.10%	68.83%
従業員数	68人	66人	60人	58人	66人
信託報酬	2,430	2,124	1,965	1,681	1,342
信託勘定貸出金残高	-	-	27,553	48,948	69,889
信託勘定有価証券残高	151,792	126,077	105,512	79,795	36,322
信託財産額	3,326,369	2,494,987	2,498,375	2,201,013	1,769,637

(注) 1. 経常収支率=経常費用/経常収益×100

2. 単体自己資本比率(国内基準)は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)」に基づき、平成25年3月期まではバーゼルⅡベース、平成26年3月期はバーゼルⅢベースで算出しております。

平成26年3月期の概要

金融経済環境

平成25年度の我が国の金融経済環境については、安倍政権による、いわゆる「アベノミクス」効果もあって景気マインドの改善が進む中、個人消費や企業の生産活動の持ち直し、住宅建設や公共投資の増加、雇用情勢の改善、円高是正や米国等の緩やかな景気回復等による輸出環境の改善等、全般的に緩やかな回復に向かいました。

金融市場においては、為替相場については、円安傾向が定着し、3月末では、米ドルで約103円となりました。長期金利（10年国債利回り）は、平成25年度前半に乱高下しましたが、その後は安定を取り戻し低水準で推移し、3月末では0.7%を下回る水準となりました。最後に、日経平均株価については、世界経済の回復、円高是正を背景に、3月末には1万4千円台に回復しております。

事業の経過及び成果

平成25年度の証券化市場は、回復基調にはあるものの依然として低調であり、加えて大手信託銀行間の受託競争も引き続き厳しい中、当社は引き続き専門性の高いカスタムメイドの信託業務を提供することで、既存のお客さまとの取引関係を強化すると同時に新規のお客さまの開拓に注力してまいりました。その結果、当期は、事業主体として太陽光発電設備を発注し、完工後は設備所有者として売電契約により電力会社に電力を売却する太陽光発電設備信託、住宅金融支援機構の保険付住宅ローン債権信託、劣後のない形での個人向けローン・住宅ローンに投資する信託、海外株式信託など、新しい商品を提供することができました。その他、オフィスビルに限らず、ホテル、ショッピングセンターのような流動性の低い案件における不動産信託受益権媒介などのソリューション提供に力をいれて大きな成果をあげたほか、やや複雑なクレジットリンクの信託、外資系オリジネーターのオートローン、外国債券や複雑なキャッシュフローの社債の信託を受託しました。特記事項としては、信託勘定から太陽光発電事業に対する匿名組合出資を行う金銭の信託や、信託勘定から太陽光発電事業に対するプロジェクトファイナンスローンを実行するプロジェクトbond信託の受託を行い、投資家に信託受益権や信託勘定向けローンによる投資機会を提供し、プロジェクトbond信託は、J-MONEY誌、Asia Money誌、キャピタル・アイのディールオブザイヤー、BEST DEALS OF 2013を受賞しました。また、インフラファイナンス、第三セクター等の資金調達について推進するべく、政府関係の委員会、業界団体の委員会などの場を含め、社会への情報発信を積極的に行いました。

ただし、証券化市場の回復が見られない中、証券化等による資金調達及び投資にかかる信託に特化したビジネスを行う当社にとっては、既存の大型案件の元本償還に伴う期中信託報酬収入の減少を、単価の低下した新規案件で補うことができない状況は避けられず、引き続き厳しい状況が継続しております。

このような金融経済環境および事業経過のもと、当事業年度の業績は以下のとおりとなりました。

経営成績

当事業年度の経営成績は、証券化市場が停滞している中、新規案件の獲得に注力し経費の削減にも努力しましたが、当期純利益は前年度比155百万円の減益になりました。

収益については既往案件の受託残高減少と新規受託案件にかかる手数料水準の低下により、経常収益は1,781百万円（前年度比100百万円減少）となりました。このうち信託報酬は1,342百万円（前年度比338百万円減少）、役務取引等収益は430百万円（前年度比240百万円増加）となっております。一方、経常費用は不動産信託受益権媒介取引に係る役務取引等費用の増加により、1,225百万円（前年度比133百万円増加）となりました。このうち営業経費は職員数の増加に伴う人件費の増加もあり、1,059百万円（前年度比16百万円増加）となっております。この結果、経常利益は555百万円（前年度比233百万円減少）となり、これに法人税等を調整した当期純利益は345百万円（前年度比155百万円減少）となりました。

財政状態

総資産の状況については、総資産は前年度末比1億円増加し、当事業年度末残高は89億円となりました。

資産は、現金預け金が85億円（前年度末比2億円増加）、負債は、信託勘定借が3億円（前年度末比0億円減少）、その他負債が6億円（前年度末比1億円減少）となっております。純資産は78億円（前年度末比3億円増加）で、このうち株主資本は78億円（前年度末比3億円増加）となりました。キャッシュ・フローについては、現金及び現金同等物の期末残高は前事業年度末とほぼ変わらず、33億円となりました。また、銀行法に基づく単体自己資本比率（国内基準）は、128.70%となっており、自己資本の状況につきましては、十分な水準を維持しております。なお、平成26年6月16日開催の定時株主総会の議案として、総額10億円の期末配当を提案し、承認可決されました。

信託業務の状況

信託業務の状況については、信託財産残高は前年度末比4,313億円減少し、1兆7,696億円となりました。

信託業務別に見ますと、包括信託が1兆638億円（前年度末比3,813億円減少）、金銭信託以外の金銭の信託（特定金外信託）が4,118億円（前年度末比213億円減少）、土地及びその定着物の信託（不動産信託）が1,583億円（前年度末比507億円の減少）となる一方で、金銭債権の信託が936億円（前年度末比159億円増加）、特定金銭信託が404億円（前年度末比51億円増加）、有価証券の信託が13億円（前年度末比8億円の増加）となっております。

財務諸表

以下の貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書は、会社法第436条第2項第1号の定めにより、有限責任監査法人トーマツの監査を受けた計算書類に基づいて作成しています。

貸借対照表

(単位：百万円)

	平成25年3月期末	平成26年3月期末
(資産の部)		
現金預け金.....	8,279	8,507
預け金.....	8,279	8,507
金銭の信託.....	0	1
有価証券.....	35	35
国債.....	35	35
その他資産.....	298	272
前払費用.....	13	11
未収収益.....	101	87
未収入金.....	80	70
敷金・保証金.....	103	103
その他の資産.....	0	0
有形固定資産.....	88	83
建物.....	81	77
その他の有形固定資産.....	6	5
無形固定資産.....	-	0
ソフトウェア.....	-	0
繰延税金資産.....	74	69
資産の部合計	8,778	8,969
(負債の部)		
信託勘定借.....	379	334
その他負債.....	806	694
未払法人税等.....	64	24
未払金.....	211	137
未払費用.....	17	18
前受収益.....	73	84
預り金.....	364	363
資産除去債務.....	63	64
その他の負債.....	12	2
賞与引当金.....	94	99
役員賞与引当金.....	15	13
負債の部合計	1,295	1,141
(純資産の部)		
資本金.....	5,000	5,000
利益剰余金.....	2,482	2,828
利益準備金.....	1,430	1,430
その他利益剰余金.....	1,052	1,398
繰越利益剰余金.....	1,052	1,398
株主資本合計.....	7,482	7,828
その他有価証券評価差額金.....	0	▲0
評価・換算差額等合計.....	0	▲0
純資産の部合計	7,482	7,828
負債及び純資産の部合計	8,778	8,969

損益計算書

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
経常収益	1,881	1,781
信託報酬.....	1,681	1,342
資金運用収益.....	9	8
有価証券利息配当金.....	0	0
預け金利息.....	9	7
役務取引等収益.....	190	430
その他の役務収益.....	190	430
その他業務収益.....	0	0
外国為替売買益.....	0	0
その他経常収益.....	0	0
金銭の信託運用益.....	0	0
経常費用	1,092	1,225
資金調達費用.....	0	0
その他の支払利息.....	0	0
役務取引等費用.....	44	165
支払為替手数料.....	1	1
その他の役務費用.....	43	164
営業経費.....	1,043	1,059
その他経常費用.....	4	-
その他の経常費用.....	4	-
経常利益	788	555
税引前当期純利益	788	555
法人税、住民税及び事業税.....	313	204
法人税等調整額.....	△ 27	5
法人税等合計	286	209
当期純利益	501	345

株主資本等変動計算書

平成25年3月期

(単位：百万円)

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金				その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	5,000	1,430	551	1,981	6,981	0	0	6,981
当期変動額								
当期純利益			501	501	501			501
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△ 0	△ 0	△ 0
当期変動額合計	-	-	501	501	501	△ 0	△ 0	501
当期末残高	5,000	1,430	1,052	2,482	7,482	0	0	7,482

平成26年3月期

(単位：百万円)

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金				その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	5,000	1,430	1,052	2,482	7,482	0	0	7,482
当期変動額								
当期純利益			345	345	345			345
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△ 0	△ 0	△ 0
当期変動額合計	-	-	345	345	345	△ 0	△ 0	345
当期末残高	5,000	1,430	1,398	2,828	7,828	△ 0	△ 0	7,828

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益.....	788	555
減価償却費.....	8	6
賞与引当金の増減額（△は減少）.....	4	4
役員賞与引当金の増減額（△は減少）.....	△ 3	▲ 1
資金運用収益.....	△ 9	▲ 8
資金調達費用.....	0	0
有価証券関係損益（△）.....	0	0
金銭の信託の運用損益（△は運用益）.....	△ 0	▲ 0
為替差損益（△は益）.....	△ 0	▲ 0
預け金（現金同等物を除く）の純増（△）減.....	-	▲ 300
信託勘定借の純増減（△）.....	△ 7,146	▲ 44
資金運用による収入.....	9	8
資金調達による支出.....	△ 0	▲ 0
その他.....	183	25
小計.....	△ 6,165	245
法人税等の支払額.....	△ 314	▲ 315
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,479	▲ 69
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出.....	-	▲ 35
有価証券の償還による収入.....	-	35
金銭の信託の増加による支出.....	△ 0	-
金銭の信託の解約および配当による収入.....	-	0
有形固定資産の取得による支出.....	△ 1	▲ 1
無形固定資産の取得による支出.....	-	▲ 0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2	▲ 2
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△ 6,481	▲ 72
現金及び現金同等物の期首残高	9,861	3,379
現金及び現金同等物の期末残高	3,379	3,307

重要な会計方針（平成26年3月期）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、建物については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年から38年
その他の有形固定資産	3年から20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上することとしております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上します。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上します。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上します。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しておりますが、当事業年度の計上額はありません。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結納税制度の適用

当社は株式会社新生銀行を連結納税親会社として連結納税制度を適用しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち定期預け金以外のものではありません。

注記事項（平成26年3月期）

貸借対照表関係

- 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条により準用される信託業法第11条の営業保証金供託義務並びに宅地建物取引業法第25条の営業保証金供託義務に基づき、有価証券35百万円を供託しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 33百万円
- 関係会社に対する金銭債権総額 6,904百万円
- 関係会社に対する金銭債務総額 134百万円
- 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、ありません。

損益計算書関係

- 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	6百万円
信託報酬及び役務取引等に係る収益総額	339百万円

 関係会社との取引による費用

役務取引等に係る費用総額	0百万円
その他の取引に係る費用総額	114百万円
- 関連当事者との取引のうち、重要なものは次のとおりであります。

(1) 親会社

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
親会社	株式会社 新生銀行	被所有 直接(100%)	信託業務取引の 受託	信託報酬及び 手数料(注1)	339	未収入金	58
						未収収益	6
			本店事務所等の 転借	賃借料及び 共益費(注2)	103	前受収益	35
						前払費用	8
						敷金・保証金	102

(注) 1. 信託業務取引において、信託報酬及び手数料の水準は市場の実勢を勘案して決定しております。

2. 事務所転借における取引条件については、賃借面積に対する転借面積の割合等を勘案して決定しております。

3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(2) 兄弟会社等

重要なものはありません。

(3) 役員及びその近親者

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書関係

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	100	—	—	100	—
合計	100	—	—	100	—

2. 配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年 6月16日 定時株主総会	普通株式	1,000百万円	利益剰余金	10,000円	平成26年3月31日	平成26年6月17日

キャッシュ・フロー計算書関係

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位：百万円)

現金預け金勘定	8,507
定期預け金	△5,200
現金及び現金同等物	3,307

金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資産の流動化に関する信託及び特定金外信託を主たる業務としております。資金運用については、当社の流動性リスク管理基準、市場リスク及び信用リスク管理基準に基づき、信用リスクが低く、流動性の高い運用に徹するものとし、短期的な預け金運用を中心に行っております。有価証券は主として国債ですが、取締役会の承認を得た範囲内で投資を行うものとしております。資金調達については、信託業務に特化し、融資業務及び預金業務などは行っていないため外部負債を必要とせず、行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預け金であり、預け入れ先である金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券は債券のみで、その他有価証券に分類し保有しております。これらは発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債は主として信託勘定借であります。これは信託勘定における信託財産のうち、債権回収から信託決算配当までの待機資金や未運用元本等が銀行勘定の預け金口座に滞留するものです。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、信用リスク・テイクによるリターンの獲得をビジネスの目的としておりませんが、当社のリスク管理ポリシーを始めとするリスク管理の諸規定に従い、定期的にモニタリングを行い、リスク管理委員会及び取締役会にリスク状況の報告を行っております。

預け金については、年度毎にクレジットラインを設定し、特定先への過度の集中的な投資を防ぐほか、預け入れ先である金融機関の格付け等の信用情報の把握を行っております。有価証券は主として国債を対象としているため、信用リスクは僅少であります。当社の市場リスク及び信用リスク管理基準に沿って、格付けの高い発行体の債券を運用の対象とするほか、市場価格等に基づく時価を把握し管理しております。

②市場リスクの管理

当社は、信用リスクと同様に市場リスクについても、当該リスク・テイクによるリターンの獲得をビジネスの目的としておらず、保守的な運用に徹する方針を採っております。有価証券については、当社の市場リスク及び信用リスク管理基準に残存期間の上限及び修正デュレーションの上限を定めて金利変動に対する価格変動性を抑えております。また、定期的にストレステストを行い金利ショックに対する損益を計測し、時価、未実現損益とともにリスク管理委員会及び取締役会にリスク状況の報告を行っております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、年度毎に資金繰り計画を策定し、毎月実績を経営委員会及びリスク管理委員会に報告するほか、緊急時のバックアップファシリティとして株式会社新生銀行からの当座貸越枠を確保しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)			
	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金			
預け金.....	8,507	8,507	—
(2) 有価証券			
国債.....	35	35	—
(3) その他資産			
未収入金.....	70	70	—
資産計	8,613	8,613	—
(1) 信託勘定借.....	334	334	—
(2) その他負債			
未払金.....	137	137	—
預り金.....	363	363	—
負債計	835	835	—

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価とみなしております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（6ヶ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価とみなしております。

(2) 有価証券

債券については、公表されている市場価格等に基づく時価によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) その他資産

その他資産のうち未収入金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価とみなしております。

負債

(1) 信託勘定借

信託勘定借については、当事業年度末に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

(2) その他負債

その他負債のうち未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価とみなしております。預り金については、当事業年度末に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

有価証券関係

その他有価証券（平成26年3月31日現在）

		（単位：百万円）		
	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券	35	35	△0
	国債	35	35	△0
	合計	35	35	△0

税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
賞与引当金	35 百万円
前受収益	30
資産除去債務	22
ソフトウェア開発費用	10
その他	<u>13</u>
繰延税金資産小計	112
評価性引当額	<u>△23</u>
繰延税金資産合計	88
繰延税金負債	
有形固定資産	<u>18</u>
繰延税金負債合計	<u>18</u>
繰延税金資産の純額	<u>69</u> 百万円

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の38.01%から35.64%になります。この税率変更により、繰延税金資産は3百万円減少し、法人税等調整額は同額増加しております。

1 株当たり情報

1 株当たりの純資産額	78,282円53銭
1 株当たりの当期純利益金額	3,456円87銭

財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての確認

私は、当社の平成26年3月期（平成25年4月1日～平成26年3月31日）に係る財務諸表について、財務諸表がすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。また、内部監査部の検証・報告を含め、財務諸表作成に係る内部統制が有効に機能していることを確認いたしました。

平成26年7月1日

代表取締役社長

後藤 武彦

信託業務の状況

信託財産残高表

(単位：百万円)

	平成25年3月期末	平成26年3月期末
(資産)		
貸出金.....	48,948	69,889
有価証券.....	79,795	36,322
金銭債権.....	1,382,410	1,091,908
有形固定資産.....	199,011	149,006
無形固定資産.....	1,227	2,393
その他債権.....	352,058	329,201
銀行勘定貸.....	379	334
現金預け金.....	137,181	90,580
合計	2,201,013	1,769,637
(負債)		
特定金銭信託.....	35,329	40,492
金銭信託以外の金銭の信託.....	433,213	411,834
有価証券の信託.....	500	1,394
金銭債権の信託.....	77,691	93,684
土地及びその定着物の信託.....	209,071	158,348
包括信託.....	1,445,206	1,063,883
合計	2,201,013	1,769,637

- (注) 1. 共同信託他社管理財産はありません。
 2. 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）については、取扱残高はありません。

金銭信託の信託期間別の元本残高

(単位：百万円)

	平成25年3月期末	平成26年3月期末
1年未満.....	-	-
1年以上2年未満.....	-	-
2年以上5年未満.....	12,210	155
5年以上.....	516	12,197
その他のもの.....	-	-
合計	12,726	12,353

- (注) 1. 貸付信託の取扱はありません。
 2. 平成25年9月期より、信託契約期間に応じた区分により表示しております。
 また、平成25年3月期についても、当該変更に合わせて表示区分の変更を行っております。

金銭信託等に係る有価証券の種類別運用残高

(単位：百万円)

	平成25年3月期末	平成26年3月期末
国債.....	1,998	1,998
地方債.....	5,967	5,967
社債.....	-	-
その他の証券.....	15,713	15,713
合計	23,680	23,680

- (注) 年金信託、財産形成給付信託、貸付信託の取扱はありません。

金銭信託等に係る貸出金残高（科目別）

（単位：百万円、かっこ内は構成比）

種 類		平成25年3月期末	平成26年3月期末
証書貸付.....	金 額 (構成比)	- (-%)	6,371 (100.0%)
手形貸付.....	金 額 (構成比)	- (-%)	- (-%)
割引手形.....	金 額 (構成比)	- (-%)	- (-%)
合計	金 額 (構成比)	- (-%)	6,371 (100.0%)

（注）信託勘定の貸出金のうち、金銭信託にかかる貸出金残高です。

貸出金残高（科目別）以下、（契約期間別）、（担保種類別）、（業種別）、（使途別）、中小企業向け貸出 の各表も同様です。

金銭信託等に係る貸出金残高（契約期間別）

（単位：百万円）

期 間	平成25年3月期末	平成26年3月期末
1年以下.....	-	-
1年超3年以下.....	-	-
3年超5年以下.....	-	2,371
5年超7年以下.....	-	-
7年超.....	-	4,000
合計	-	6,371

金銭信託等に係る貸出金残高（担保種類別）

（単位：百万円）

種 類	平成25年3月期末	平成26年3月期末
有価証券.....	-	2,371
債 権.....	-	4,000
商 品.....	-	-
不 動 産.....	-	-
そ の 他.....	-	-
小 計.....	-	-
保 証.....	-	-
信 用.....	-	-
合計 （うち劣後特約貸出金）	-	6,371 -

金銭信託等に係る貸出金残高（業種別）

（単位：百万円、かっこ内は構成比）

種 類		平成25年3月期末	平成26年3月期末
金融・保険業.....	金 額 (構成比)	- (-%)	4,000 (62.8%)
不動産業.....	金 額 (構成比)	- (-%)	2,371 (37.2%)
各種サービス業.....	金 額 (構成比)	- (-%)	- (-%)
地方公共団体.....	金 額 (構成比)	- (-%)	- (-%)
その他.....	金 額 (構成比)	- (-%)	- (-%)
合計	金 額 (構成比)	- (-%)	6,371 (100.0%)

金銭信託等に係る貸出金残高（使途別）

（単位：百万円）

種 類	平成25年3月期末	平成26年3月期末
設備資金.....	-	-
運転資金.....	-	6,371
合計	-	6,371

金銭信託等に係る中小企業向け貸出

（単位：百万円）

	平成25年3月期末	平成26年3月期末
総貸出金 (A).....	-	6,371
中小企業等に対する貸出金残高 (B).....	-	2,371
比率 (%) (B/A)	-	37.2%

（注）中小企業等とは、資本金3億円（ただし卸売業は1億円、小売業、飲食店、物品賃貸業等は5,000万円）以下の会社または常用する従業員が300人（ただし卸売業、物品賃貸業等は100人、小売店、飲食店は50人）以下の会社及び個人です。

金銭信託等の種類別の貸出金および有価証券の区分ごとの期末運用残高

（単位：百万円）

種 類		平成25年3月期末	平成26年3月期末
金銭信託	貸出金	-	6,371
	有価証券	-	23,680
	合 計	-	30,051
貸出金合計		-	6,371
有価証券合計		-	23,680
貸出金及び有価証券合計		-	30,051

（注）年金信託、財産形成給付信託、貸付信託の取扱はありません。

営業の状況

利益の状況

	(単位：百万円)	
	平成25年3月期	平成26年3月期
業務粗利益	1,836	1,615
経費	1,043	1,059
業務純益	792	555
臨時損益	△ 4	0
経常利益	788	555
特別損益	-	-
税引前当期純利益	788	555
法人税、住民税及び事業税	313	204
法人税等調整額	△ 27	5
当期純利益	501	345

業務粗利益

	平成25年3月期			平成26年3月期		
	国内業務	国際業務	合計	国内業務	国際業務	合計
資金運用収支	9	-	9	7	-	7
資金運用収益	9	-	9	8	-	8
資金調達費用	0	-	0	0	-	0
役員取引等収支	1,827	-	1,827	1,607	-	1,607
役員取引等収益	1,871	-	1,871	1,772	-	1,772
役員取引等費用	44	-	44	165	-	165
特定取引収支	-	-	-	-	-	-
特定取引収益	-	-	-	-	-	-
特定取引費用	-	-	-	-	-	-
その他業務収支	-	0	0	-	0	0
その他業務収益	-	0	0	-	0	0
その他業務費用	-	-	-	-	-	-
業務粗利益	1,836	0	1,836	1,614	0	1,615
業務粗利益率			22.07%			18.48%

(注) 1. 国内業務は国内店の円建取引、国際業務は国内店の外貨建取引です。

2. 役員取引等収益には信託報酬を含みます。

3. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100

資金運用・調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘

	平成25年3月期			平成26年3月期			
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り	
国内業務	資金運用勘定	8,318	9	0.11%	8,738	8	0.09%
	うち有価証券	35	0	0.14%	36	0	0.10%
	うち預け金	8,283	9	0.11%	8,701	7	0.09%
	資金調達勘定	790	0	0.02%	620	0	0.02%
	資金運用収支・資金粗利鞘		9	0.08%		7	0.06%
国際業務	資金運用勘定	-	-	-	-	-	-
	うち有価証券	-	-	-	-	-	-
	うち預け金	-	-	-	-	-	-
	資金調達勘定	-	-	-	-	-	-
	資金運用収支・資金粗利鞘		-	-		-	
合計	資金運用勘定	8,318	9	0.11%	8,738	8	0.09%
	うち有価証券	35	0	0.14%	36	0	0.10%
	うち預け金	8,283	9	0.11%	8,701	7	0.09%
	資金調達勘定	790	0	0.02%	620	0	0.02%
	資金運用収支・資金粗利鞘		9	0.08%		7	0.06%

受取・支払利息の分析

(単位：百万円)

		平成25年3月期			平成26年3月期		
		残高による 増減	利率による 増減	純増減	残高による 増減	利率による 増減	純増減
国内業務	受取利息.....	△ 0	△ 0	△ 0	0	▲ 2	▲ 1
	支払利息.....	△ 0	0	△ 0	▲ 0	0	▲ 0
国際業務	受取利息.....	-	-	-	-	-	-
	支払利息.....	-	-	-	-	-	-
合計	受取利息.....	△ 0	△ 0	△ 0	0	▲ 2	▲ 1
	支払利息.....	△ 0	0	△ 0	▲ 0	0	▲ 0

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、「利率による増減」に含めて表示しています。

役務取引等の状況

(単位：百万円)

	平成25年3月期			平成26年3月期		
	国内業務	国際業務	合計	国内業務	国際業務	合計
役務取引等収益.....	1,871	-	1,871	1,772	-	1,772
うち信託報酬.....	1,681	-	1,681	1,342	-	1,342
役務取引等費用.....	44	-	44	165	-	165
うち為替業務.....	1	-	1	1	-	1

その他業務収支の内訳

(単位：百万円)

	平成25年3月期			平成26年3月期		
	国内業務	国際業務	合計	国内業務	国際業務	合計
外国為替売買損益.....	-	0	0	-	0	0
合計	-	0	0	-	0	0

利益率

(単位：％)

	平成25年3月期	平成26年3月期
総資産経常利益率.....	6.61%	6.32%
自己資本経常利益率.....	10.89%	7.25%
総資産当期純利益率.....	4.21%	3.93%
自己資本当期純利益率.....	6.93%	4.51%

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = 経常(当期純)利益 / 総資産平均残高 × 100
 自己資本経常(当期純)利益率 = 経常(当期純)利益 / 自己資本勘定平均残高 × 100

※自己資本・・・純資産の部合計－新株予約権－少数株主持分 (ただし、新株予約権および少数株主持分はございません。)

営業経費の内訳

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
給料・手当.....	494	504
賞与引当金繰入.....	87	99
役員賞与引当金繰入.....	10	10
出向者退職金負担額.....	67	73
福利厚生費.....	86	95
減価償却費.....	8	6
土地建物機械賃借料.....	104	104
営繕費.....	21	22
消耗品費.....	3	4
給水光熱費.....	3	3
旅費.....	2	4
通信費.....	2	2
諸会費・寄付金・交際費.....	6	7
租税公課.....	21	19
その他.....	123	100
合計	1,043	1,059

資産の状況

有価証券残高

有価証券期末残高

(単位：百万円)

	平成25年3月期末			平成26年3月期末		
	国内業務	国際業務	合計	国内業務	国際業務	合計
国債	35	-	35	35	-	35

有価証券平均残高

(単位：百万円)

	平成25年3月期			平成26年3月期		
	国内業務	国際業務	合計	国内業務	国際業務	合計
国債	35	-	35	36	-	36

有価証券の種類別・残存期間別残高

(単位：百万円)

	平成25年3月期末					
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	35	-	-	-	-	35

(単位：百万円)

	平成26年3月期末					
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	35	-	-	-	-	35

(注) 地方債、短期社債、社債、株式、外国債券、外国株式、その他の証券は保有していません。

有価証券の時価情報

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	平成25年3月期末					平成26年3月期末				
	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
国債	35	35	0	0	-	35	35	▲0	-	0

(注) 貸借対照表計上額は、各会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

金銭の信託関係

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

(単位：百万円)

	平成25年3月期末					平成26年3月期末				
	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
その他の金銭の信託	0	0	-	-	-	1	1	-	-	-

自己資本比率の状況

単体自己資本比率（国内基準）

平成25年3月期末（バーゼルⅡベース）

（単位：百万円、％）

項目	
（自己資本）	
資本金.....	5,000
うち非累積的永久優先株.....	-
利益準備金.....	1,430
その他利益剰余金.....	1,052
社外流出予定額.....	-
その他有価証券の評価差損.....	-
【基本的項目】 計 (A)	7,482
[補完的項目] 計 (B).....	-
[準補完的項目] 計 (C).....	-
自己資本総額 (A+B+C) (D)	7,482
(控除項目) 計 (E).....	-
自己資本額 (D-E) (F)	7,482
（リスク・アセット等）	
資産（オン・バランス）項目.....	1,782
オフ・バランス取引等項目.....	0
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額.....	-
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額.....	3,919
旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が 新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額.....	-
合計 (G)	5,703
単体自己資本比率（国内基準）	
(F) / (G)	131.19%
単体基本的項目比率（Tier1比率）（国内基準）	
(A) / (G)	131.19%

平成26年3月期末（パーゼルⅢベース）

（単位：百万円、％）

項目		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	6,828	
うち、資本金及び資本剰余金の額	5,000	
うち、利益剰余金の額	2,828	
うち、自己株式の額（△）	-	
うち、社外流出予定額（△）	▲ 1,000	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	-	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	-	
うち、適格引当金コア資本算入額	-	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,828	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	-	0
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	-	0
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	-	
自己資本		
自己資本の額（(イ) - (ロ)） (ハ)	6,828	

(単位：百万円、%)

項目		経過措置による 不算入額
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,768	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	0	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）	0	
うち、繰延税金資産	-	
うち、前払年金費用	-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,536	
信用リスク・アセット調整額	-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	5,305	
自己資本比率		
自己資本比率（(ハ) / (二)）	128.70%	

- (注) 1. 信用リスクの計測手法は標準的手法を採用しております。
2. オペレーショナル・リスクの計測手法は粗利益配分手法を採用しております。
3. マーケット・リスク規制は導入しておりませんので、マーケット・リスク相当額は計測していません。
4. 自己資本比率は「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）に基づき定められた算式に基づき、平成25年3月期はバーゼルⅡベース、平成26年3月期はバーゼルⅢベースで算出しております。当社は国内基準の適用を受けております。

自己資本の充実の状況

銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年2月18日 金融庁告示第7号）として、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項を、当該告示に則り、開示いたします。本章中における計表は、平成25年3月期は、バーゼルⅡベース、平成26年3月期はバーゼルⅢベースで集計しております。

なお、本章中における「告示第19号」および「自己資本比率告示」は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年3月27日 金融庁告示第19号）を指しております。

【自己資本の構成に関する開示事項】

自己資本の構成および金額については、38～40ページの「自己資本比率の状況」に記載しております。

【定性的な開示事項】

1. 自己資本調達手段の概要

当社は、株式会社新生銀行のグループ管理方針に基づき、株式会社新生銀行への普通株式発行により資本調達を行っております。

2. 銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当社は、資産の流動化を主とする信託業務に特化するという戦略目標に基づき、市場リスクおよび信用リスクについては、当該リスク・テイクによるリターンの獲得を当社ビジネスの主目的とすることなく、銀行勘定等の運用に当たっては保守的な運用に徹することを「リスク管理ポリシー」に明確に定めております。このポリシーに基づき、現状、融資業務および預金業務は行っており、資産の運用についても外部負債に依存せず、自己資本部分について保守的な運用に徹しております。

自己資本の充実度に関する評価方法につきましては、自己資本額、信用リスク・アセットの額、オペレーショナル・リスク相当額の合計額およびこれに基づく自己資本比率を、半期毎に、リスク管理委員会および取締役会へ報告しております。

3. 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当社では、「リスク管理ポリシー」において、信用リスクを、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消滅し、損失を被るリスクと定義し、当該リスク・テイクによるリターンの獲得を当社ビジネスの主目的とすることなく、銀行勘定等の運用に当たっては保守的な運用に徹することを明確に定めております。投融資対象資産の明確化、特定先への集中的な投融資の回避を図り、そのモニタリングを通じた厳格な管理を実践するとともに、この指針を実現するために、「市場リスク及び信用リスク管理基準」を定めています。

ロ. 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称は、S&P、Moody's、Fitch、R&I、JCRの5社となっております。

(2) エクスポーチャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称は、S&P、Moody's、Fitch、R&I、JCRの5社となっております。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「リスク管理ポリシー」に基づく「市場リスク及び信用リスク管理基準」において、投融資対象資産の明確化、特定先への集中的な投融資の回避を図り、そのモニタリングを通じた厳格な管理を実践しています。

5. オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

(1) オペレーショナル・リスクの定義・分類、基本認識・指針および手続

当社では、「リスク管理ポリシー」において、オペレーショナル・リスクを、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクと定義し、当社のビジネス・モデルに鑑みて管理すべき最大のリスクであることを踏まえ、そのリスク特性（多様性等）に対応すべくリスク領域横断的な組織体制・管理プロセスを構築し管理に当たるとともに、その削減に努めることを明確に定めております。

この指針を実現するために、「オペレーショナル・リスク管理規程」を定めていますが、当社では、オペレーショナル・リスクの対象領域を、事務リスク、コンプライアンスリスク、労務関連リスク、システムリスク、有形物リスク、反社会的勢力リスク、広域災害リスクと認識し、当該リスクを定性面、定量面双方から管理するものとしております。

(2) オペレーショナル・リスクの管理体制

オペレーショナル・リスクについては、その対象領域が広範であることに加え、その損失額・発生頻度も幅広く、リスク顕在化の背後に複数の要因が関係することも多いことから、このようなリスク特性に対応すべく、各領域に対して専門管理部署を特定するとともに、業務横断的な管理体制を構築し、網羅的なリスク状況の把握およびリスクの一元管理を実現するものとしています。

●組織体制およびそれぞれの役割と責任

①取締役会

取締役会は以下の事項につき承認し、その責任を負います。

- ・オペレーショナル・リスク管理規程およびオペレーショナル・リスク管理に関連するポリシーの制定・改廃
- ・業務部門からの独立性が確保されたリスク管理部門およびリスク管理担当役員の設置と見直し等、オペレーショナル・リスク管理体制を有効なものとする組織、事務分掌の決定

②リスク管理委員会

当委員会は、リスクの網羅的な把握と一元管理を実現するための機関であり、オペレーショナル・リスクに関しては、リスク管理部門からの管理状況の報告により、リスクに関する状況を把握し、その評価、分析、および対策について協議し方向性を決定します。

事件・事故・苦情等に関する報告は、その発生から解決に至るまで継続的に行うこととし、継続的なモニタリング体制を維持します。なお、重要な事項については、リスク管理担当役員を通じて、取締役会へ報告します。

③リスク管理担当役員

リスク管理担当役員は、営業部門から独立した立場で以下の役割を担い、その責任を負います。なお、当該担当役員は、取締役会を構成する取締役としています。

- ・オペレーショナル・リスク管理の実務運営を担う専門部署の設置とその要員確保等、オペレーショナル・リスク管理体制の整備、運営、統轄
- ・取締役会が決定したオペレーショナル・リスク管理方針の実施のための具体的な施策の決定
- ・自店検査の統轄
- ・社長および取締役会に対するリスク管理状況の報告

④リスク管理部門

経営管理部、審査部、システム部、財務経理部を「リスク管理部門」とし、それぞれ特定された所管リスク領域について、業務部門からの独立性確保の下、以下の役割を担い、その責任を負います。

- ・各リスク領域管理のための基準等の立案
- ・リスク状況のモニタリングによる事件・事故等の把握と影響度の評価・分析、および各業務部門の防止策の策定支援
- ・リスク管理担当役員へのリスク状況の報告
- ・リスク管理に関する各委員会の運営
- ・リスク管理上必要なインフラ、制度の導入推進
- ・リスクの計量化およびリスク資本の運営

なお、経営管理部は、リスク統轄部署として、すべてのリスク領域に関する状況を把握し、横断的な管理体制を維持するとともに、各リスク領域におけるリスク管理プロセスの実効性評価を行い、その改善を推進します。

⑤業務部門

営業部門である営業部、およびその後方事務に携わる受託管理部を「業務部門」とし、所管業務に最も精通したリスク管理の第一の砦として、以下の役割を担い、その責任を負います。

- ・所管業務に関するリスク状況の把握・管理・予防
- ・リスクの認知、事件・事故等発生時のリスク管理部門への速やかな報告
- ・リスク管理上必要な事項のリスク管理部門への報告

●要員管理

・所管業務手続等の整備

- ・リスク管理部門との連携による業務継続計画の策定

⑥内部監査

内部監査部は、業務部門およびリスク管理部門に対する定期的な業務監査を通じ、独立した立場で、オペレーショナル・リスク管理規程およびその他の関連規程に定める管理が効果的に実施されていることを検証します。また、業務監査の結果をもとに各部門にリスク管理向上のために必要な助言を行います。

●リスクの管理・削減

オペレーショナル・リスクの管理、削減策としては、リスクの高い業務の展開に関する再検討、内部統制の更なる強化、保険の購入が挙げられます。

各領域のリスク管理部門は、1) 事件・事故に関する分析等を通じた管理指針の整備、2) 各業務部門が策定する規程のチェック、3) リスク管理の観点からの指導・研修に取り組みます。特に、経営管理部は、各リスク領域におけるリスク管理プロセスの実効性評価を行い、全社的なリスク管理体制の向上に努めます。また、経営管理部および財務経理部は、計測されたオペレーショナル・リスク相当額と信用リスク・アセットの額および自己資本額に基づき、自己資本比率の管理を行います。

各領域のリスク管理部門は、調査・分析に基づき、リスク軽減に資する保険の付保と維持について、経営に対して必要な提言を行うとともに、業務部門が保有する保険の付保状況を定期的に把握し、その効率性等に関する助言を行います。

ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

粗利益配分手法を使用しております。

6. 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当社では、「リスク管理ポリシー」において、市場リスクを、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスクファクターの変動により、保有する資産の価格が変動し損失を被るリスクと定義し、当該リスク・テイクによるリターンの獲得を当社ビジネスの主目的とすることなく、銀行勘定等の運用に当たっては保守的な運用に徹することを明確に定めております。投融資対象資産の明確化、特定先への集中的な投融資の回避を図り、そのモニタリングを通じた厳格な管理を実践するとともに、この指針を実現するために、「市場リスク及び信用リスク管理基準」を定めています。

ロ. 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当社では、「リスク管理ポリシー」および関連諸規程に基づき、銀行勘定において金利感応度を管理する必要性のある有価証券について、2%の金利ショックに対する経済的価値の増減額を計測しています。

【定量的な開示事項】

1. 自己資本の充実度に関する事項

イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

金融庁告示第19号第37条の算式の 「信用リスク・アセットの額の合計額」	平成25年3月期末			平成26年3月期末		
	エクスポ ージャーの額	信用リスク ・アセット	所要自己 資本額	エクスポ ージャーの額	信用リスク ・アセット	所要自己 資本額
資産（オン・バランス）項目.....	8,778	1,782	72	8,969	1,767	71
現金預け金.....	8,279	1,470		8,507	1,381	
金銭の信託.....	0	0		1	0	
有価証券.....	35	-		35	-	
その他資産.....	298	148		272	127	
小計（A）.....	8,614	1,618	65	8,816	1,508	61
有形固定資産.....	88	88		83	83	
無形固定資産.....	-	-		0	0	
繰延税金資産.....	74	74		70	175	
小計（B）.....	163	163	7	153	258	11
オフ・バランス取引.....	0	0	1	1	1	1
派生商品取引・長期決済期間取引・未決済取引.....	-	-		-	-	
証券化エクスポージャー.....	-	-		-	-	
合計.....	8,779	1,783	72	8,970	1,768	71

(注) 本開示においては個々の所要自己資本額は切上表示をし、所要自己資本額の合計は、各所要自己資本額の合計に対し切上表示を行っております。

(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセットの取引相手別内訳	平成25年3月期末				平成26年3月期末			
	告示で定め るリスク ウェイト (%)	リスクウェ イトの加重 平均値 (%)	エクスポ ージャーの額	信用リスク ・アセット	告示で定め るリスク ウェイト (%)	リスクウェ イトの加重 平均値 (%)	エクスポ ージャーの額	信用リスク ・アセット
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	962	-	0	0	1,637	-
我が国の地方公共団体向け	0	0	0	-	0	0	-	-
金融機関及び証券会社向け	20~100	20	7,541	1,508	20~100	20	7,087	1,417
法人等向け	20~100	100	111	111	20~100	100	92	92
上記以外	100	100	163	163	100~250	168	153	258
合計			8,779	1,783			8,970	1,768

(注) 法人等向けについて100%のリスク・ウェイトを用いる特例を利用しております。

(2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオの内訳

該当がございません。

(3) 証券化エクスポージャー

該当がございません。

ロ. 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額
該当がございません。

ハ. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額
該当がございません。

ニ. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額
該当がございません。

ホ. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成25年3月期末			平成26年3月期末		
	オペレーショナル・リスク相当額	リスク・アセット額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額	リスク・アセット額	所要自己資本額
粗利益配分手法	313	3,919	157	282	3,536	142
合計	313	3,919	157	282	3,536	142

ヘ. 単体総所要自己資本額

(単位：百万円)

	平成25年3月期末	平成26年3月期末
単体総所要自己資本額	229	213

2. 信用リスクに関する事項

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳（地域別・業種別・残存期間別）

信用リスクエクスポージャーは、現金預け金、金銭の信託、有価証券、その他資産等を対象としております。

(単位：百万円)

		平成25年3月期末				
		信用リスクエクスポージャー				
		現金預け金	金銭の信託	有価証券	その他資産等	合計
地域別・業種別	金融・保険業.....	8,279	0	-	187	8,468
	国・地方公共団体.....	-	-	35	0	35
	その他.....	-	-	-	110	110
	国内計.....	8,279	0	35	298	8,614
	国外.....	-	-	-	0	0
	合計	8,279	0	35	299	8,615
残存期間別	1年以下.....	4,900	-	35	195	5,130
	1年超3年以下.....	-	0	-	0	1
	3年超5年以下.....	-	-	-	-	-
	5年超7年以下.....	-	-	-	-	-
	7年超10年以下.....	-	-	-	-	-
	10年超.....	-	-	-	-	-
	期間の定めのないもの.....	3,379	-	-	103	3,483
	合計	8,279	0	35	299	8,615

(単位：百万円)

		平成26年3月期末				
		信用リスクエクスポージャー				
		現金預け金	金銭の信託	有価証券	その他資産等	合計
地域別・業種別	金融・保険業.....	8,507	1	-	180	8,689
	国・地方公共団体.....	-	-	35	0	35
	その他.....	-	-	-	91	91
	国内計.....	8,507	1	35	272	8,816
	国外.....	-	-	-	1	1
	合計	8,507	1	35	273	8,817
残存期間別	1年以下.....	5,200	-	35	169	5,404
	1年超3年以下.....	-	1	-	1	2
	3年超5年以下.....	-	-	-	-	-
	5年超7年以下.....	-	-	-	-	-
	7年超10年以下.....	-	-	-	-	-
	10年超.....	-	-	-	-	-
	期間の定めのないもの.....	3,307	-	-	103	3,410
	合計	8,507	1	35	273	8,817

(注) 信託財産から収受する信託報酬等に係る資産（未収収益、未収入金）は、地域別・業種別の「その他」に含めております。

- ロ. 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高
該当がございません。
- ハ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額
該当がございません。
- 二. 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額
該当がございません。
- ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号及び第247条第1項の規定により、1,250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額
該当がございません。
- ヘ. 内部格付手法が適用されるエクスポージャー及びポートフォリオに関する事項
該当がございません。
- 3. 信用リスク削減手法に関する事項
該当がございません。
- 4. 派生商品取引及び長期決済期間取引に関する事項
該当がございません。
- 5. 証券化エクスポージャーに関する事項
該当がございません。
- 6. マーケット・リスクに関する事項
該当がございません。
- 7. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
該当がございません。
- 8. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額
該当がございません。
- 9. 銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

2% 金利上昇ショックに対する損益

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
日本円	△ 0	▲ 0
合計	△ 0	▲ 0

報酬の状況

銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件(以下「報酬告示」といいます。平成24年3月29日金融庁告示第21号)における情報開示として、リスク管理の枠組みに対する銀行の報酬制度の位置付けについて、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項を開示いたします。開示主体は当社単体となります。連結開示事項や持株会社開示事項はありません。

【報酬等に関する開示事項】

1. 当社の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当社の取締役および監査役であります。なお、社外取締役および社外監査役を除いております。

② 「対象従業員等」の範囲

当社では、対象役員以外の当社の役員および従業員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当社の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

(ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

該当がございません。

(イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

当社の役職員は、全員が当社の親法人である新生銀行(以下「同行」といいます。)からの出向行員であります。役職員が受ける報酬等は同行の報酬制度に基づいて決定され、同行からの支給となります。当社の負担額については、同行からの請求に基づき、当社から同行へ毎月支払いを行っております。「高額の報酬等を受ける者」とは、当事業年度中に行った同行との資金決済において、「対象役職員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。当事業年度において「対象役職員の平均報酬額」以上の報酬を受ける対象従業員はおりません。

なお、退職一時金につきましても、出向期間に応じて、退職給付費用(勤務費用)の支払いを毎月同行に対して行っておりますので、当該負担額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

(ウ) 「当社の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「当社の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当社の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

① 対象役職員の報酬等の決定について

当社では、株主総会において役員報酬の上限総額(取締役：年額120百万円以内、監査役：年額24百万円以内)を決定しております。株主総会で決議された取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会に一任されております。取締役会は、全取締役の同意を条件に、上限額の範囲内での配分を社長に一任しております。社長は、決定した取締役の報酬の個人別の配分を監査役に報告し、監査役の監査を受けております。また、監査役の報酬の個人別の配分については、監査役の協議に一任されております。

なお、上述の役員においても、当社の親法人である新生銀行(以下「同行」といいます。)からの出向行員でありますので、次項②に記載するとおり、同行の報酬制度に則り報酬の支払いを受けております。

② 対象従業員等の報酬等の決定について

当社の役職員は、全員が当社の親法人である新生銀行(以下「同行」といいます。)からの出向行員であります。当社および同行の人事規程にて、同行から出向している役職員については、原則として同行の基準に従うものとしております。当社における従業員の報酬等は、同行の報酬制度に基づいて、決定され、支払われております。同行の当該報酬制度は、業務推進部門から独立した同行の人事部において、同行の経営方針・人事ポリシーに基づき、その制度設計・文書化がなされております。

2. 当社の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

(1) 報酬等に関する方針について

① 「対象役員」の報酬等に関する方針

当社における対象役職員の報酬等の決定においては、各役職の職責および担当業務において必要とされる能力に応じたものとし、説明責任、業績貢献度を適正に評価して決定しております。

役職員の報酬等は株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で決定しております。取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会が社外取締役を含む全取締役の同意を条件に社長に一任したのち、社長が決定し、監査役の監査を受けております。監査役の報酬の個人別の配分についても、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で、社外監査役を含む監査役の協議により決定しております。

②「対象従業員等」の報酬等に関する方針

当社における対象従業員等の報酬の決定においては、業務計画に基づいた、具体的成果目標に対する達成の評価、業績への貢献度に応じて決定しております。定量目標だけでなく、定性目標の達成も重視し、短期的な成果のみに偏らない評価を行っております。

(2) 報酬体系の設計・運用についての重要な変更について

当期において、該当する事項はございません。

3. 当社の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で取締役および監査役それぞれの報酬総額が決議され、個別には取締役会および社長または監査役の協議により決定される仕組みになっております。

また、対象従業員等の報酬等の決定に当たっては、当社の財務状況等を勘案のうえ、決定される仕組みになっております。

当社は、対象役職員の報酬等の額のうち業績連動部分の占める割合は小さく、また、リスク管理に悪影響を及ぼす可能性のある報酬体系とはなっておりません。

4. 当社の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

区分	人数	報酬等の総額（百万円）										
		固定報酬の総額				変動報酬の総額				退職慰労金	その他	
		基本報酬	株式報酬型 オプション	その他	基本報酬	賞与	その他					
対象役員 (除く社外役員)	5	90	65	65	—	—	17	—	17	—	7	—

(注)

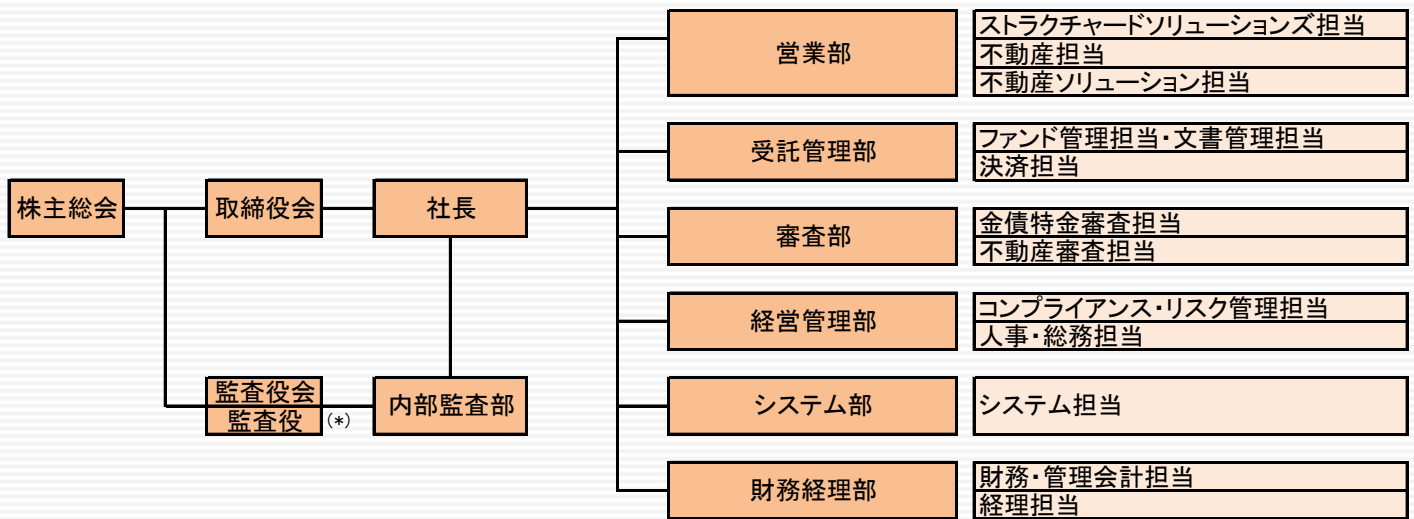
- i. 当社における対象役員は、常勤取締役4名、常勤監査役1名の計5名になります。
- ii. 対象役員の報酬額には、当事業年度に支払った報酬、すなわち、役員就任前の従業員としての報酬、役員退任後の従業員としての報酬を含みます。
- iii. 対象役員が従業員を兼務しており、従業員として賃金を支給されている場合、当該賃金を対象役員の報酬に含めて算定します。
- iv. 当事業年度中の当社と新生銀行（以下「同行」といいます。）との資金決済において、従業員時の報酬を除く常勤役員（常勤取締役、常勤監査役）の報酬総額は90百万円となります。また、支給人数を年間で平残すると5.0名となります。
対象従業員等は、当事業年度中の当社と同行との資金決済額が常勤役員平均報酬額以上の者を対象としますが、当事業年度において常勤役員平均報酬額以上の報酬を受ける者はおりません。
- v. 報酬の内訳に関する特記事項は以下のとおりです。
 - a. 変動報酬の総額
賞与には、当事業年度中に支給し、同行から請求を受けた額17百万円を計上しております。
 - b. 退職慰労金
当事業年度に発生したと認められ、同行から請求を受けた退職給付費用（勤務費用）の額7百万円を計上しております。

5. 当社の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

該当する事項はございません。

組織の状況

組織表（平成26年7月1日現在）



(*)内部監査部は、監査役会及び監査役の指揮命令には服するものではないが、監査役会及び監査役に対して報告義務を負う。

役員の状況（平成26年7月1日現在）

役職名	氏名	
代表取締役社長	後藤 武彦	
取締役	水田 亮介	
取締役	大木 良	受託管理部長
取締役	樋口 悟	経営管理部長兼財務経理部長
取締役（社外取締役）	久保 貴裕	株式会社新生銀行 不動産ファイナンス部長
取締役（社外取締役）	石塚 恒雄	株式会社新生銀行 法人営業統轄部統轄次長
常勤監査役	香西 直享	
監査役（社外監査役）	海野 典夫	新生証券株式会社 常勤監査役
監査役（社外監査役）	保田 眞紀子	

(注) 取締役の久保貴裕及び石塚恒雄の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
監査役の海野典夫及び保田眞紀子の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

従業員の状況（平成26年3月31日現在）

従業員数	うち男性	うち女性	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
66人	35人	31人	37歳7ヶ月	5年1ヶ月	435千円

(注) 「平均給与月額」は、3月の定例給与及び時間外手当を合計した平均給与月額であります。

開示項目索引

本冊子は、銀行法第21条に基づくディスクロージャー資料（当社の業務ならびに財産の状況に関する事項を記載した説明書類）です。本資料には、経営方針や将来的な業績に関する記述が含まれておりますが、それらを保証するものではありません。経営環境などの変化によりそれらは変動する可能性があることにつき、ご留意ください。本資料は国内業務及び国際業務（国内店の外貨建取引）に関する単体情報を掲載しております。金額に関する計数は原則として百万円単位で単位未満を切り捨て、比率に関する計数は小数点第二位未満を切り捨てのうえ表示しています。

当社は子会社等を所有していませんので、銀行法施行規則（以下「規則」といいます。）第19条の3に係る開示事項はありません。同様に、規則第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第4条及び第5条に係る開示事項はありません。そのほか当社で扱っていない取引および該当のない事項については、資料編の中で表示するほか、開示項目索引内に掲示しています。

開示項目索引

I. 銀行法施行規則		(11) 配当性向	17
1. 銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項		(12) 従業員数	17
イ 経営の組織	48	(13) 信託報酬	17
ロ 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項		(14) 信託勘定貸出金残高	17
(1) 氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称)	1	(15) 信託勘定有価証券残高	17
(2) 各株主の持株数	1	(16) 信託財産額	17
(3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	1	ハ 直近の2中間事業年度又は2事業年度における業務の状況を示す指標	
ハ 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名及び役職名	48	主要な業務の状況を示す指標	
ニ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称	該当なし	(1) 業務粗利益及び業務粗利益率	34
ホ 営業所の名称及び所在地	1	(2) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支	34-35
ヘ 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者に関する次に掲げる事項		(3) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	34
(1) 当該銀行代理業者の商号、名称又は氏名	該当なし	(4) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減	35
(2) 当該銀行代理業者が当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称	該当なし	(5) 総資産経常利益率及び資本経常利益率	36
ト 外国における法第2条第14項各号に掲げる行為の受託者に関する次に掲げる事項		(6) 総資産中間純利益率及び資本中間純利益率又は総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	36
(1) 当該受託者の商号、名称又は氏名	該当なし	預金に関する指標	
(2) 当該受託者が当該銀行のために法第2条第14項各号に掲げる行為を行う営業所又は事務所の名称	該当なし	(1) 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	該当なし
2. 銀行の主要な業務の内容（信託業務を営む場合においては、信託業務の内容を含む。）	6-11	(2) 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高	該当なし
3. 銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの		貸出金等に関する指標	
イ 直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況	2, 17-19	(1) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	該当なし
ロ 直近の3中間事業年度及び2事業年度又は直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項		(2) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	該当なし
(1) 経常収益	17	(3) 担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び支払承諾見返額	該当なし
(2) 経常利益又は経常損失	17	(4) 使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高	該当なし
(3) 中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失	17	(5) 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	該当なし
(4) 資本金及び発行済株式の総数	17	(6) 中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	該当なし
(5) 純資産額	17	(7) 特定海外債権残高の5パーセント以上を占める国別の残高	該当なし
(6) 総資産額	17	(8) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	該当なし
(7) 預金残高	該当なし		
(8) 貸出金残高	該当なし		
(9) 有価証券残高	17		
(10) 単体自己資本比率	17		

有価証券に関する指標

(1) 商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高（銀行が特定取引勘定を設けている場合を除く。）	該当なし
(2) 有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。）の残存期間別の残高	37
(3) 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。）の平均残高	37
(4) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値	該当なし

信託業務に関する指標

(1) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式第8号の7の信託財産残高表（注記事項を含む。）	31
(2) 金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という。）の受託残高	31
(3) 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）の種類別の受託残高	該当なし
(4) 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高	31
(5) 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高	33
(6) 金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。）の残高	32
(7) 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高	32
(8) 担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高	32
(9) 用途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高	33
(10) 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	32
(11) 中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	33
(12) 金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分をいう。）の残高	31

4. 銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項

イ リスク管理の体制	14
ロ 法令遵守の体制	12
ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	15-16
ニ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項	
(1) 指定紛争解決機関が存在する場合 当該銀行が法第12条の3第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称	14
(2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該銀行の法第12条の3第1項第2号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	該当なし

5. 銀行の直近の2中間事業年度又は2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書	20-30
ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	該当なし
(2) 延滞債権に該当する貸出金	該当なし
(3) 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	該当なし
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	該当なし
ハ 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額	該当なし
ニ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	38-45
ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
(1) 有価証券	37
(2) 金銭の信託	37
(3) 第13条の3第1項第5号に掲げる取引	該当なし
ヘ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	該当なし
ト 貸出金償却の額	該当なし
チ 法第20条第1項の規定により作成した書面（同条第3項の規程により作成された電磁的記録を含む。）について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	20
リ 銀行が中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	該当なし
ヌ 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	該当なし

6. 報酬等に関する事項であって、銀行の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

46-47

7. 事業年度の末日（中間説明書類にあつては、中間事業年度の末日）において、当該銀行が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

該当なし

II. 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づき資産査定の対象となる債権その他の資産はありません。

III. 銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項

38-45

ただし、中間事業年度に係る説明書類にあつては、定性的な開示事項を除きます。

IV. 銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定める事項

46-47

新生信託銀行株式会社

〒103-0022

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

日本橋室町野村ビル

TEL: 03-6880-6200

URL: <http://www.shinseitrust.com>